

第135回香川県都市計画審議会議事録

日時：平成29年11月16日（木）

午後2時00分から午後2時55分

場所：香川県庁21階 特別会議室

第135回香川県都市計画審議会議事録

1. 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年11月16日(木) 午後2時00分から午後2時55分

(2) 場 所 香川県庁21階 特別会議室

2. 出席委員の氏名

(1) 委 員

1号委員

北村 亜矢子、池田 幸代、岩崎 敬子、田村 照栄、白木 渡、柴田 潤子

2号委員

坂井 康宏(代理 宗田 功)、平井 秀輝(代理 香西 邦信)

4号委員

香川 芳文、高城 宗幸、三野 康祐

以上 11名

専門委員

千野 啓太郎(代理 藤田 玄介)、国分 伸二(代理 井元 多恵)、

葛西 剛

以上 3名

3. 定足数の確認

条例第5条第1項に基づき、委員の過半数が出席し、会議の定足数を満たしていることを確認する。

4. 会議の公開の確認

運営規程第5条第1項に基づき、会議を公開で行うことを確認する。

5. 議事録署名委員指名

運営規程第7条第2項に基づき、議長が岩崎委員と高城委員を指名する。

6. 参考人の出席

運営規程第6条に基づき、高松市及び丸亀市の職員が参考人として出席して、必要に応じ、説明、意見を述べることについて委員一同が同意する。

7. 議事

○議案第1号 高松広域都市計画用途地域の変更について

事務局が説明した後、質疑応答に入る。

(三野委員)

都市計画道路の変更については、異存ない。

新しく道路となる区域は農振地域となっているが、道路によって分断された農地は、道路になる区域のみを農振地域から除外するのか、それとも、その周辺もある程度含めて農振地域から除外するのか。

(国分委員(代理 井元 多恵))

都市計画道路の道路区域となる部分のみ農振地域から除外する。周辺を含めてということではなく、あくまで必要最低限の区域を除外することになる。

(三野委員)

残地が残る場合、その土地の中で農振地域から除外しない部分があるのは変な形にならないか。沿道の取扱いを決めつけることが、土地利用として好ましいかどうかという意見を申し述べておきたい。

(国分委員(代理 井元 多恵))

現在、高松市だけでなくその他の市町においても、農振整備計画の全体見直しを進めているところである。その中で、市としての判断も含みながらなるかと思われる。県としては、農地を守るという観点から必要最低限のみ農振地域から除外することとなるが、残地部分の取扱いに関するご意見もある中で、高松市の農振整備計画見直しの中で判断していくことになる。

その他質疑はなく、全員一致により、原案どおり可決される。

○議案第2号 建築基準法第22条第1項の区域指定について

事務局が説明した後、質疑応答に入るが、特に質疑はなく、全員一致により、原案どおり異存がない旨が確認される。

8. その他

○報告事項 香川県の都市計画について

事務局より香川県の都市計画について説明した後、質疑応答に入る。

(白木委員)

「利活用の目途が立っていない空き家」の実態はどのような状況か。例えば、いつ頃建築され、いつから住んでいて、どのような年齢構成なのか。

(事務局)

個別には不明である。空き家調査としては、水道メーターの閉栓状況等により調査を行っていると聞いている。

(白木委員)

実態が把握されていないと、まちづくりにおいて、売却や移転等の計画が根本から崩れ、実効性のない計画にならないか。ワークショップ等で勉強するのは良いが、可能性があるものなのかの判断がないと、効果的な対策が実施できないということにならないか。

(事務局)

つるおかランドバンクの例では、空き家・空き地の持ち主が、市に自分がどうしたいのかという情報を登録し、土地や空き家を借りたい人がいれば、市で持っている情報を活用し進めていると伺っている。

(白木委員)

土地家屋調査士や行政書士等のグループで実施するのは専門性が高いので、調査や計画を策定する上でも有効である。今後、空き家・空き地が加速して増えていくが、将来予測も可能かと思う。将来予測も含めて計画をしないと、今、実施した地区はうまくいったが、10年後にはその周辺がスポンジ化するということになる。

勉強会は非常に良いと思われる。今後、ぜひ参加して計画したい。このような情報は、早く周知した方が良い。

(事務局)

承知した。

その他、意見なし。

— 審 議 終 了 —

以上のとおり相違ありません。

議事録署名委員
